

ひとにやさしいまちづくり推進指針  
(2025～2029) デジタルデータ等作成業務

企画コンペの審査について

令和 7 年 6 月

岩手県保健福祉部

地 域 福 祉 課

この「企画コンペの審査について」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）デジタルデータ等作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 委員会の開催期日及び場所

委員会を開催する期日及び場所については、下記の予定であるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うものとする。

- (1) 開催期日（予定）  
令和7年7月14日（月）
  - ※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届出者へ別途通知する。
  - ※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知する。
  - ※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり20分（説明10分、質疑応答10分）とする。
- (2) 開催場所（予定）  
岩手県庁 9階会議室（盛岡市内丸10-1）

## 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、企画提案書等による書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 参加者が6者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するに相応しいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) 3(4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、委員会で合計した順位点の総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。なお、総得点が高同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とするものとする。

## 4 審査項目及び配点

(1) 審査項目、審査の観点及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
1 基本的事項		[20 点]
業務目的の理解	事業実施の趣旨や目的を十分に理解した内容となっているか。	20 点
2 企画提案内容		[65 点]
企画提案力	明確なデザインコンセプトや構成内容の提示、積極的な提示、特別な工夫など十分な提案がなされているか。	15 点
共感性・訴求力	県民をはじめ、幅広い方々の共感を得ることができ、かつ、指針の趣旨を訴えることのできるコンセプト、デザインとなっているか。	15 点
	高齢者や障がい者などの当事者の視点が反映されているか。	5 点
表現技術力	全体として統一感があり、計画を説明するうえで適切、かつ、魅力的なレイアウト、デザイン構成となっているか。	15 点
	見やすく分かりやすいレイアウト、デザイン構成となっているか。	10 点
	特に評価すべき点や、特に優れた内容が盛り込まれているか。	5 点
3 業務履行能力関係		[15 点]
業務遂行能力	ア 提案内容を確実に履行できる組織体制にあるか。 イ 履行期限を考慮した作業スケジュールであるか。	10 点
積算内訳	ア 予算限度額以内であり、積算単価や数量は妥当なものであるか。 イ 業務の提案内容と整合性はとれているか。	5 点
合 計		100 点

(2) 採点基準

区分	5 点の項目	10 点の項目	15 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
問題ない（中位点）	3	6	9	12
やや問題あり（一部修正が必要）	2	4	6	8
問題あり（大幅な修正が必要）	1	2	3	4
採用できない	0	0	0	0

## 5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。